

衆議院法務委員会ニュース

【第 200 回国会】令和元年 11 月 22 日（金）、第 11 回の委員会が開かれました。

- 1 ①会社法の一部を改正する法律案（内閣提出第 10 号）
- ②会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第 11 号）
 - ・越智隆雄君外 4 名（自民、立国社、公明、維新）提出の①及び②に対する両修正案について、提出者山尾志桜里君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・両案及び両修正案について、森法務大臣、宮崎法務大臣政務官及び政府参考人並びに修正案提出者越智隆雄君（自民）、日吉雄太君（立国社）及び山尾志桜里君（立国社）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・両案及び両修正案に対し、藤野保史君（共産）が討論を行いました。
 - ・①に対する修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成一自民、立国社、公明、共産、維新、井出庸生君（無））
 - ・①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立国社、公明、維新、井出庸生君（無） 反対一共産）
 - ・②に対する修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成一自民、立国社、公明、共産、維新、井出庸生君（無））
 - ・②に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成一自民、立国社、公明、維新、井出庸生君（無） 反対一共産）
（質疑者）門山宏哲君（自民）、浜地雅一君（公明）、高木錬太郎君（立国社）、稲富修二君（立国社）、松田功君（立国社）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

門山宏哲君（自民）

- (1) 株主総会資料の電子提供制度
 - ア 新設の株式会社が株主総会資料の書面交付請求権を排除する旨を定款に定めることを認めることの可否
 - イ 同制度を利用することのインセンティブを付与するため、株主総会資料の電子提供を受ける株主に対して剰余金を上乘せして配当することの違法性の有無の確認
- (2) 取締役の報酬等
 - ア 法務省令で定めることとされている取締役会が定めなければならない取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（報酬等の決定方針）の具体的内容
 - イ 株主総会において報酬等の決定方針を説明する法的義務の有無
 - ウ 実務上、取締役の個人別報酬等の内容の決定が代表取締役に再一任されていることを前提に、自らの報酬等の内容を決定することとなる代表取締役については、その報酬等の内容の開示を義務付けることを検討すべきとの考えに対する法務省の見解
- (3) 社外取締役の設置義務
 - ア 社外取締役が複数社の社外取締役を兼任する場合はその機能等を実効的に果たすことができないのではないかと懸念に対する法務省の見解
 - イ 社外取締役が他社の役員を兼任している状況についての情報開示の義務付けの必要性
- (4) 株主提案権
 - ア 株主が提案することができる議案の数の上限を 10 とした理由
 - イ 株主が 10 を超える議案を提出した場合に取締役が当該議案を選択する基準

ウ 取締役の判断で10以上の議案の全てを取り上げることが認められていることを前提に、取締役が議案の内容を見て恣意的に取り上げる議案数を選択することの可否

浜地雅一君（公明）

- (1) 株主提案権
 - ア 修正案により、株主提案権の不当な目的等による制限規定を削除することとした趣旨についての修正案提出者の見解
 - イ 今後、権利濫用法理をより明確化、具体化した条項の検討の必要性についての修正案提出者の見解
- (2) 監査役等に就任経験のある公認会計士を社外取締役として活用していくことについての法務大臣の見解
- (3) 成年被後見人等に係る取締役等の欠格条項の削除
 - ア 成年被後見人の同意の要否など成年被後見人が取締役に就任又は辞任する場合の手続
 - イ 成年被後見人が取締役としての業務執行をする場合の成年被後見人の同意の要否
 - ウ 成年被後見人が取締役に就任した場合に、成年被後見人に求められる通常のと取締役が負っている善管注意義務の軽減の有無
- (4) 法人の登記申請手続における印鑑提出義務規定の削除
 - ア 法人の設立登記をオンラインとする場合において、法人の代表者の届出印を任意化する理由
 - イ 現行の制度において、オンライン申請時にも書面による印鑑の提出を求めている理由
 - ウ 印鑑提出の任意化に合わせてオンラインにより印鑑を提出することを可能とする措置をとる方向で検討されている省令改正について、平成30年3月9日の内閣委員会において法務省が答弁したスキャナーで読み込む際の技術的な課題が克服されているのかの確認

高木錬太郎君（立国社）

株主提案権

- ア 「濫用的な行使の制限」の「濫用的」とは、濫用とまでは言えないが、濫用のような行使についても拒絶できる趣旨か否かについての法務省の見解
- イ 民法の一般条項の権利濫用に該当する場合の株主提案の拒絶の可否についての法務省の見解
- ウ 民法の権利濫用には該当しないが改正後の会社法第304条第2号に該当する場合の株主提案の拒絶の可否についての法務省の見解
- エ 役員の個別報酬の開示を内容とする定款変更の提案について、取締役会が開示は困ると考えた場合、「困惑」に該当し拒絶できるのか否かについての法務省の見解
- オ 法務省の答弁の「専らこれらの者を困惑させる目的であったと客観的に認められる場合」の「客観的」か否かを判断する主体
- カ 中心的事業からの撤退を内容とする定款変更の提案について、取締役会が荒唐無稽と考えた場合、法理論上、改正後の会社法第304条第3号の株主総会の適切な運営が著しく妨げられ、株主の共同の利益が害されるおそれにより該当し拒絶できるのか否かについての法務省の見解
- キ 同号に該当するのは、提案内容が長大で株主総会の審議に長時間を費やすような場合のみなのか否かについての法務省の見解
- ク 株主総会及び株主提案権の本来的意義についての修正案提出者の見解
- ケ 11月20日の参考人質疑で言及があった、法律は抽象的な方がよいという考え方が今回の株主提案権の濫用防止に係る改正に通用するか否かについての修正案提出者の見解
- コ 株主提案の議案の拒絶事由への該当性について、労力やコストを要する裁判でしか判断できないことは少数株主の権利の観点から疑問であるとの考えに対する修正案提出者の見解

- サ 権利濫用の範囲の拡大解釈のおそれや経営者側に恣意的に運用されるのではないかとの懸念に対する修正案の効果についての修正案提出者の見解
- シ 修正案提出に至る経緯と修正案提出の意義

稲富修二君（立国社）

株主提案権

- ア 修正案の提出に至った経緯、趣旨及びその内容
- イ 改正後の会社法第304条第2号及び第3号の問題点についての修正案提出者の見解
- ウ 同条第2号の「困惑させ」という主観的要件により、濫用的でない場合にまで制限の範囲が及ぶ懸念に対する法制審議会における議論の程度
- エ 同号の立法事実が今もなお十分にあると考えるか否かについての法務省の認識
- オ 同号の立法事実についての修正案提出者の認識
- カ 修正により、不当な目的等による株主提案の拒絶に係る規定を削除した場合における株主提案権の濫用に対する一定の制限の必要性についての修正案提出者の見解
- キ カの場合において、株主提案権の濫用に対して民法の権利濫用規定により対応できるのかとの懸念についての修正案提出者の見解
- ク 改正後の会社法第304条第2号と第3号の趣旨及び両規定の関係性
- ケ 同条第3号の「株主の共同の利益」の意義
- コ 同号に関する裁判例の有無
- サ 同号の「株主の共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合」について、株主の共同の利益が害されていなくても、その可能性があるとして株主総会の議長が判断した場合には株主提案権を制限できることの確認
- シ 株主提案権の重要性と権利濫用に対する制限とのバランスをとる際に置くべき重心についての修正案提出者の見解

松田功君（立国社）

(1) 収容・送還に関する専門部会

- ア 既に公開されている同部会の議事概要以外に、委員の発言が明確に確認できる議事録の公開の予定の有無及びその公開時期
- イ 同部会において収容を経験した当事者やその支援者にヒアリングを行う必要性
- ウ 法務大臣が同部会において収容を経験した当事者やその支援者への意見聴取を行うよう指示を出す必要性

(2) 両法案

- ア 取締役の報酬等
 - a 法制審議会会社法制（企業統治関係）部会がとりまとめた中間試案で提案されていた、報酬等の決定方針に関する株主総会における取締役の説明義務が本法案に盛り込まれなかった理由及び改正後の会社法第361条第4項に基づいてされる株主総会における取締役の報酬等を相当とする理由を説明する事項に報酬等の決定方針が含まれていない理由
 - b 法制審議会要綱で提案されている、公開会社における事業報告による取締役を含む会社役員報酬等についての情報開示に係る6つの事項は、改正法の施行に当たり法務省令で手当てされる予定であることの確認
 - c 法制審議会検討されていた、会社役員個人別の報酬額の開示の義務付けを見送ることとした理由
 - d 取締役個人別の報酬等の内容に係る決定の代表取締役等への再一任が報酬等の決定方針とし

て法務省令で定める事項に含まれるか否かの確認

イ 社債の管理

- a 法制審議会において、社債権者の保護のために、社債管理補助者制度の新設ではなく、会社法第 702 条ただし書の社債管理者の設置の例外規定を削除すべきとの意見が出なかった理由
- b 社債管理補助者の資格として法務省令で定める者
- c 社債管理補助者の設置を義務付けなかった理由
- d 社債権者の保護を充実させるため積極的に社債管理に関する議論を進めていくことについての法務省の見解

藤野保史君（共産）

(1) 取締役の報酬等

- ア 中間試案において役員報酬の個別開示について検討するとしていたにもかかわらず本法案には盛り込まれなかった理由
- イ 平成 30 年の会社類型別の役員報酬の算定方針を定めている企業の割合
- ウ 社外取締役や社外監査役に再就職した法務省出身者の数
- エ 複数社の社外取締役等を兼務した元検事総長に支払われたと考えられる報酬の多寡についての法務大臣の見解
- オ コーポレート・ガバナンス改革の進展に伴う社外取締役への需要の増加が新たな天下り先を増やすことになるのを防ぐためにも役員報酬の個別開示が必要であるとの考えに対する法務大臣の見解

(2) 会社法改正案に求められている経営視点

- ア 平成 29 年 3 月に一般財団法人企業活力研究所が公表した「社会課題（SDGs 等）解決に向けた取り組みと国際機関・政府・産業界の連携のあり方に関する調査研究報告書」で示された日本企業及び欧州企業における持続可能な開発目標（SDGs）の認知度についての調査結果
- イ ストックオプションの付与対象者に占める社外取締役の割合の近年の推移
- ウ ストックオプションを付与された社外取締役が自己資本利益率（ROE）や株価を重視するようになることへの懸念
- エ 企業の社会的責任（CSR）の推進を民間に任せるのではなく政府の政策として推進する必要性についての法務大臣の見解

串田誠一君（維新）

(1) 内閣提出法案が国会で実質的に修正されることについての法務大臣の所見

(2) 株主提案権

- ア 改正後の会社法第 304 条の「この限りでない」と第 305 条第 4 項及び第 6 項の「適用しない」との条文の法律的な意味
- イ 法令又は定款違反の議案の提出を会社側が任意に認めることの可否
- ウ 同法第 305 条第 4 項及び第 6 項の「（請求することができる条項を）適用しない」の法律的な意味を「請求することができない」と解釈することの可否
- エ 同条第 4 項は 10 を超える議案の提出を会社側が任意に認めることができることを前提にしているのかの確認

(3) 経営判断原則

- ア 法文化の検討の必要がある経営判断原則の意味
- イ 我が国と米国における経営判断原則の意味の違い
- ウ 米国より我が国の方が経営判断原則違反による経営者責任の範囲が広いことの確認
- エ 米国と同様の経営判断原則の意味を我が国の判例上導くことの可否

(4) コーポレート・ガバナンス

- ア コーポレート・ガバナンスが重要である理由についての法務大臣の見解
- イ 内部告発をしやすくするための法改正の必要性についての法務大臣の見解